6 高精セ第 363 号
令和 6 年 11 月 25 日

既に精神保健福祉手帳をお持ちの方へ

高知県立精神保健センター

JR グループの精神障害者割引制度に係る手帳への減額欄の表示について

既に精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方については、減額欄を判子で追記することによって、使用継続できる高知県規則の改正を行いました。

等級区分が変わらず、市町村で更新日付を記載する作業をされる際、氏名と生年月日と知事印との間の空間に減額欄の判子を黒で押させていただきます。

１級の方は第一種、２級又は３級の方は第二種の区分となります。

更新の機会でない方で、判子による表示を希望する方についても、同様の表示をすることができますので、市町村窓口への持参をお願いします。
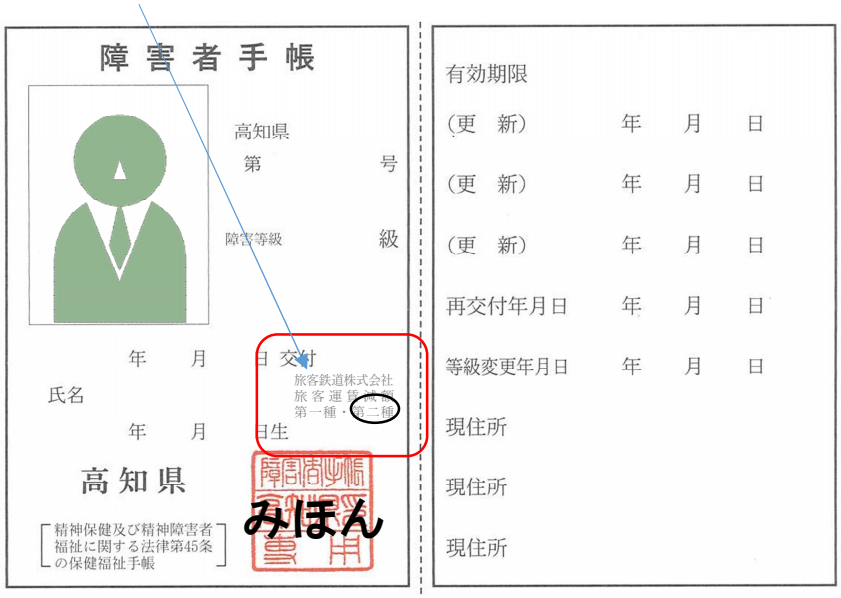
減額区分の記載はこちらに判子で表示します。